

要望番号3に対する見解

胎児の被害に対する補償の拡充について

1. 自賠責保険制度は、自賠責保険への加入を強制することによって、交通事故の加害者が被害者に対して支払うべき民事上の損害賠償の基本的部分を、加害者の資力に関わらず確保するものであるため、自賠責保険において損害をどのように算定するか等については、民事上の損害賠償制度のあり方に負っている。
2. そのため、自賠責保険における権利主体は民法の規定により、自賠責保険単独で胎児を権利主体とすることは困難である。また、現在、自賠責保険では、支払基準(告示)において、妊婦が胎児を死産又は流産した場合は、母親の慰謝料として算定しているところ。
3. 自賠責保険による当該慰謝料のあり方については、交通事故被害者関係団体や専門家(弁護士、医師等)からなる「自動車損害賠償責任保険審議会」や「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」で毎年検討が行われており、この場での議論の状況を、それらの場で紹介していくこととしたい。

※運用上の慰謝料額(自動車損害賠償責任保険支払基準・実施要領)

妊娠月数(週数)

3か月(12週)以内	: 30万円
4か月(13週)～6か月(24週)	: 50万円
7か月(25週)以上	: 80万円